

平成27年度 行政評価 施策カルテ

施策名	2 地域医療体制の充実
-----	-------------

施策主管課	保健所総務課	総合計画記載頁	85ページ
-------	--------	---------	-------

1 施策の位置付け

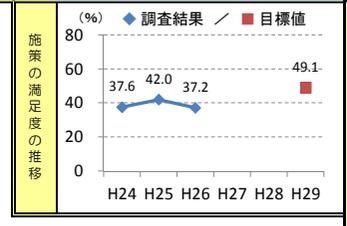
政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	1 保健・医療サービスの質を高める	政策の達成目標 (基本施策目標)	市民が、自らの健康づくりに積極的に取り組み、充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。
------	-----------------------------	----------------	-------------------	---------------------	---

2 施策の取組状況

施策目標	地域の医療体制が、市民の多様な医療ニーズに対応しています。
------	-------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価
	指標1	夜間・休日における市内二次救急医療機関の救急搬送患者の受入率	単年度目標値	87.0%	87.0%	87.0%	87.0%	87.0%	87.0%		A	指標2	施策の満足度(%)	調査結果	37.6%	42.0%	37.2%		
現状値		87.0%	実績値	84.9%	88.5%	88.4%			目標値(H29)	49.1%			前年度からの増減		4.4%	-4.8%			
目標値(H29)		現状維持	単年度の達成度	97.6%	101.7%	101.6%													
③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)										B									
① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29	【参考】中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29		
	病院、一般診療所施設数/市民10万人		中核市平均	92.3	93.06	93.16					中核市平均								
			実績値	91.7	90.45	90.21					実績値								
			中核市での本市の順位	21位/41市中	23位/41市中	23位/42市中					中核市での本市の順位								
			中核市平均								中核市平均								
			実績値								実績値								

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について		
★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$	
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$	



※ 評価の考え方	① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く。)) [90点以上] 概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満] やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]			

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況	
---------------------	--

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 救急患者が夜間や休日においても、安心して必要な医療を受けることができるよう、救急医療提供体制の安定的かつ円滑な運営が必要とされている。 東日本大震災の経験を活かし、災害発生時における円滑な医療提供体制の確保が求められている。 市民が住み慣れた地域で、安心して療養生活を送ることができるよう、より質の高い支援サービスの提供が求められている。 市民の医療ニーズが多様化している中、安心して安全な医療サービス・医薬品の適切な提供が求められている。 	総合評価	83点		
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日における市内の二次救急医療体制については、市医師会、二次救急医療機関、市医療保健事業団等から構成される「宇都宮市救急医療対策連絡協議会」において、二次救急医療提供体制の評価、検証、見直しを行い、円滑な運営に努めているところであり、市内の二次救急医療機関の安定的な受入体制が確保されている。 	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療提供体制については、初期救急・二次救急とも提供体制の安定確保を図っているとともに、地域療養支援体制についても体制の整備に向け、検討や従事者の育成に努めているところであり、昨年度と同程度の水準の評価になったものと考えられる。 	総合評価	概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(最大5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業が属する総合計画の 構成事業名	事業内容		事業の 進捗状況	H26 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	宇都宮市医療保健事業団補助金		・初期救急医療の充実強化	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団	団体運営に要する経費の一部を補助	計画どおり	69,562 (H25)	S57		公益財団法人として公益目的事業を更に充実させ、地域医療の発展に寄与していくため、継続的で安定的な運営体制の確保に向けた支援を実施していく。
2	夜間休日救急診療所運営事業	○★	・初期救急体制の充実強化	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団(指定管理者)	夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な管理運営	計画どおり	82,605 (H25)	S58		本市の、夜間休日における初期救急医療を担う唯一の医療機関として、引き続き、適切かつ円滑な管理運営体制の確保を図っていく。
3	(保健総)保健施設整備費(単独)		・初期救急体制の充実強化	保健所及び夜間休日救急診療所の施設	保健所及び夜間休日救急診療所の施設の整備及び改修	計画どおり	8,171	S58		保健所及び夜間休日救急診療所について、それぞれ地域保健と初期救急医療を担う施設として、適切かつ円滑に業務が行えるよう、引き続き、計画的な施設の維持更新を行っていく。
4	保健衛生事業推進協力金(医師会)		・初期救急体制の充実強化	一般社団法人宇都宮市医師会	市医師会に対して協力金を交付	計画どおり	17,000	S58		保健衛生事業の充実に向け、医師としての専門的な立場からの課題解決させるため、引き続き、市医師会との連携を図っていく。
5	口腔衛生事業推進協力金(歯科医師会)		・初期救急体制の充実強化	一般社団法人宇都宮市歯科医師会	市歯科医師会に対して協力金を交付	計画どおり	4,350	S58		口腔衛生事業の充実に向け、歯科医師としての専門的な立場からの課題解決させるため、引き続き、市歯科医師会との連携を図っていく。
6	保健衛生事業推進協力金(薬剤師会)		・初期救急体制の充実強化	一般社団法人宇都宮市薬剤師会	市薬剤師会に対して協力金を交付	計画どおり	600	S58		保健衛生事業の充実に向け、薬剤師としての専門的な立場からの課題解決させるため、引き続き、市薬剤師会との連携を図っていく。
7	健康増進事業等推進協力金(医師会)		・初期救急体制の充実強化	一般社団法人 栃木県医師会	県医師会に対して協力金を交付	計画どおり	1,870	S48		健康増進法の保健事業(健康教育、健康相談など)を円滑に推進するため、引き続き、県医師会との連携を図っていく。
8	健康増進事業等推進協力金(歯科医師会)		・初期救急体制の充実強化	一般社団法人 栃木県歯科医師会	県歯科医師会に対して協力金を交付	計画どおり	333	S52		健康増進法の保健事業(健康教育、健康相談など)を円滑に推進するため、引き続き、県歯科医師会との連携を図っていく。
9	救急医療対策事務		・二次救急体制の充実強化	救急告示医療機関	・救急医療対策連絡協議会の開催	計画どおり	367	H8		入院治療を必要とする救急患者が、いつでも安心して必要な医療を受けることができるよう、引き続き、救急医療対策連絡協議会において評価・検証を行い、救急医療提供体制の充実・強化を図っていく。
10	小児救急医療体制補助金		・二次救急体制の充実強化	済生会宇都宮病院、JCHOうつのみや病院、NHO栃木医療センター(国・県・市 各1/3)	輪番実施日数に応じ、その運営に要する経費の一部を補助	計画どおり	21,822	H14		入院治療を必要とする小児の救急患者が、夜間や休日においても安心して必要な医療を受けることができるよう、引き続き、小児救急医療を担う医療機関の運営に要する経費の一部を補助し、小児救急医療提供体制の充実・強化を図っていく。
11	病院群輪番制病院運営費補助金	○★	・二次救急体制の充実強化	病院群輪番制病院(済生会宇都宮病院、JCHOうつのみや病院、宇都宮記念病院、NHO栃木医療センター、NHO宇都宮病院)	輪番実施日数に応じ、その運営に要する経費の一部等を補助	計画どおり	50,454	S55		入院治療を必要とする救急患者が、夜間や休日においても安心して必要な医療を受けることができるよう、引き続き、病院群輪番制病院の運営に要する経費の一部等を補助し、救急医療体制の充実・強化を図っていく。
12	病院群輪番制病院設備整備費補助金	○	・二次救急体制の充実強化	病院群輪番制病院(済生会宇都宮病院、JCHOうつのみや病院、宇都宮記念病院、NHO栃木医療センター、NHO宇都宮病院)	救急医療に必要な設備整備に要する経費を補助(国・県・市 各1/3)	計画どおり	0	H19		入院治療を必要とする救急患者が、いつでも安心して必要な医療を受けることができるよう、引き続き、病院群輪番制病院の設備整備に要する経費を補助し、救急医療提供体制の充実・強化を図っていく。
13	協力病院等運営費補助金	○★	・二次救急体制の充実強化	協力病院(6病院)、連携病院(1病院)、応援救急医療機関(3診療所)	救急医療の運営に要する経費の一部等を補助	計画どおり	41,936	H21	独自性	入院治療を必要とする救急患者が、いつでも安心して必要な医療を受けることができるよう、引き続き、病院群輪番制病院を支える協力病院等に対し、救急医療の運営に要する経費の一部を補助していく。また、今後、二次救急医療提供体制が円滑に稼働するよう、より効果的な支援のあり方について検討していく。
14	協力病院等設備整備費補助金	○	・二次救急体制の充実強化	協力病院(6病院)、連携病院(1病院)、応援救急医療機関(3診療所)	救急医療に必要な設備整備に要する経費を補助(市・事業主体 各1/2)	計画どおり	7,623	H22	独自性	入院治療を必要とする救急患者が、いつでも安心して必要な医療を受けることができるよう、引き続き、病院群輪番制病院を支える協力病院等に対し、救急医療に必要な設備整備に要する経費の一部を補助していく。また、今後、二次救急医療提供体制が円滑に稼働するよう、より効果的な支援のあり方について検討していく。
15	災害時医療対策事務	★	・二次救急体制の充実強化	医療機関及び医療関係団体等	広域災害時医療救護活動の実施体制の確保	計画どおり	26,587	H7		災害発生時に効果かつ円滑な医療救護活動が実施できるよう、医療関係団体等と連携しながら、新たに策定した医療救護活動のマニュアルに基づき防災訓練を実施するなど、災害医療を提供する体制の整備を図っていく。

16	医事・監視指導事務		・医事業事指導の強化	病院、診療所、歯科技工所、施術所、衛生検査所	・許認可及び監視指導の実施	計画どおり	292	H8		市民に対して良質かつ適切な医療が提供される体制を確保するため、医療法等に基づき、引き続き、医療施設等に対する立入検査を計画的に実施していく。
17	薬事・監視指導事務		・医事業事指導の強化	薬事法・毒物及び劇物取締法の基づく対象施設、温泉法に基づく対象施設	・許認可及び監視指導の実施	計画どおり	182 (H25)	H8		医薬品等供給体制の安全性を確保するため、引き続き、薬局・医薬品販売店・医療機器販売店・毒劇物販売店等に対する監視指導を計画的に実施して販売管理体制の適正化を図り、保健衛生上の危害防止に取り組んでいく。
18	献血普及啓発事業		・医事業事指導の強化	市民	・正確な情報発信による市民への献血の普及啓発と、自主的かつ組織的に献血を行う団体の育成	計画どおり	208 (H25)	S44		安全な血液の計画的な確保のため、今後とも、献血の普及啓発を行うとともに献血団体の育成を行い、献血への積極的な取り組みを支援していく。
19	宇都宮市医師会看護専門学校運営費補助金		・医療従事者養成に対する支援	宇都宮市医師会看護専門学校	専門学校の運営に係る経費の一部を補助	計画どおり	8,640	H5		今後とも、質の高い看護師を計画的に育成し、市内医療施設等への就業を促進していく。
20	准看護師養成補助金		・医療従事者養成に対する支援	宇都宮准看護高等専修学校	専修学校の運営に係る経費の一部を補助	計画どおり	6,900	S59		今後とも、質の高い准看護師を計画的に育成し、市内医療施設等への就業を促進していく。
21	歯科衛生士養成補助金		・医療従事者養成に対する支援	宇都宮歯科衛生士専門学校	専門学校の運営に係る経費の一部を補助	計画どおり	4,100	S53		今後とも、質の高い歯科衛生士を計画的に育成し、市内医療施設等への就業を促進していく。
22	地域療養支援体制整備事業	○★	・在宅医療を含む地域療養支援体制の整備	在宅医療を担う多職種	医療と介護・福祉が連携した、地域での療養を支援する体制の整備	計画どおり	2,768	H25		市民が住み慣れた地域において、安心して療養生活を送ることができるよう、引き続き、宇都宮市地域療養支援体制検討会議において、従事者の資質向上を目指した研修会の実施や退院支援ルールの運用促進を行うほか、在宅リハビリテーションや緩和ケアに係る検討を新たに開始するなど、医療・介護・福祉が連携した地域療養支援体制の整備を図っていく。
23	救急医療適正受診促進費		・医療機関の適正利用の推進	市民	・救急適正受診促進啓発	計画どおり	478	H8		救急医療に対する市民の理解と協力を確保するため、引き続き、市民に対し、救急医療の適正な受診方法の普及啓発を実施していく。

4 今後の施策の取組方針

課題	<p>◆救急患者が夜間や休日においても、安心して必要な医療が受けられるよう、引き続き、初期救急、二次救急、小児救急医療の安定的な提供体制を確保する必要がある。また災害時医療についても、緊急時に円滑な活動が出来るよう、体制の整備を図っていく必要がある。</p> <p>◆高齢化率が年々上昇していく中、高齢者が住みなれた地域で安心して療養生活が送れるよう、医療・介護・福祉に関わる地域資源の連携を強め、在宅医療を含む地域療養支援体制の整備を図っていく必要がある。</p>	今後の方向性
		<p>方向性</p> <p>〈施策全般〉 ◆市民の多様な医療ニーズに対応するため、引き続き、救急医療体制の安定確保を図るとともに、災害時における医療体制や在宅医療を含む地域療養支援体制の整備を図っていく。</p> <p>〈主要事業〉 ◆救急医療提供体制の確保及び災害時医療提供体制の整備 市民の安全で健康な暮らしを支えられるよう、本市の初期救急医療を担う夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な管理運営体制を確保するとともに、二次救急医療体制がより円滑に稼働できるよう、「宇都宮市救急医療対策連絡協議会」において検証、評価、見直しを行うことにより、安定的かつ円滑な救急医療提供体制の確保を図っていく。また、災害時医療については、災害時医療救護活動マニュアルに基づく訓練等を実施し、「災害時の医療救護活動に係る連携会議」において検証、評価することで、緊急時に円滑な活動が出来る体制の整備を図っていく。</p> <p>◆地域療養支援体制の整備 地域療養支援体制を構築できるよう、引き続き「宇都宮市地域療養支援体制検討会議」において医療・介護・福祉の関係者の連携強化を図るとともに、従事者の資質の向上を図る研修会の実施や退院支援のルール運用を試験的に始めるほか、緩和ケアや在宅リハビリテーションなどの課題についても検討部会を新たに設置して検討していく。</p> <p>〈その他個別事業〉</p>